

東広島市社会福祉法人指導監査実施要領

第1 趣 旨

この要領は、東広島市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 指導監査の実施方法等

1 指導監査の実施方法

指導監査の実施は、実地において行うものとし、法人の事務所、施設、その他法人の業務に直接関係のある場所において実施するものとする。

2 広島県との連携

広島県が所管する社会福祉施設を経営する法人の指導監査については、広島県の所管課と必要に応じて情報交換を行い、連携して実施するものとする。

第3 指導監査調書等

1 要綱第6条第3号に規定する指導監査調書は、法人に所要事項を記入させ社会福祉課に1部提出させるものとする。

2 要綱第6条第3号に規定する指導監査調書以外に法人から提出を求める資料は、原則として別紙1のとおりとする。

第4 実施計画の策定

1 要綱第7条に規定する実施計画は、一般監査について、毎年度法人から提出される財務書類及びその他報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況及び要綱第5条に規定する一般監査の周期を勘案し、原則として法人ごとに策定するものとする。

2 実施日、指導監査に当たる職員（以下「指導監査職員」という。）等については、指導監査の円滑な執行及びその実効を図るため、実施日の概ね1月前に定めるものとする。

3 特別監査を行う必要がある場合は、第1項の実施計画に所要の調整を加えるものとする。

第5 指導監査班の編成

指導監査班は、原則として、社会福祉課の職員2名以上をもって編成するものとする。

第6 法人に対する通知

要綱第9条に規定する実施通知は、実地監査の実施に当たって行うものとし、実施の日時及び場所、指導監査対象、指導監査職員名、役員の立会いの要請等必要な事項を明示するものとする。

第7 結果報告に対する処理

要綱第10条第2号イに規定する改善措置の報告書の様式は、別紙2のとおりとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか法人の指導監査に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の指導監査から適用する。

この要領は、平成29年10月1日から施行する。